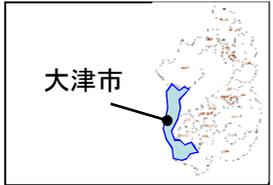


# 大津市地域公共交通活性化協議会

平成20年3月24日設置  
平成21年2月19日連携計画策定



## 概要

地域公共交通の維持・活性化に向けた基本方針(①公共交通ネットワークの確立、②利用促進方策の実施、③取組体制・支援体制の整備)に基づき、14項目の重点施策を平成21年度から平成23年度までの3カ年で実施し、地域公共交通全体の利用者数の増加を目指します。

### ○公共交通ネットワークの確立

大津市全体を、①中心都市核ゾーン、②郊外住宅地ゾーン、③市街地外縁部ゾーンに分け、ゾーンの特性に応じた取組みを実施します。

- ・**中心都市核ゾーン** → 鉄道駅を核として、歩行者・自転車ネットワークの形成(他事業で実施)
- ・**郊外住宅地ゾーン** → 地域住民、事業者、行政の協働による、既存バス路線の維持・活性化やバス路線新設の検討(パートナー協定締結方式の検討)
- ・**市街地外縁部ゾーン** → バス路線の退出意向の届出に対する、地域住民、行政、事業者、行政の協働による対応

### ○利用促進方策の検討

公共交通に関する情報提供、乗換え利便性の向上、施設・車両等の利便性向上及び走行環境の快適性向上等を推進し、利用促進を図ります。

- ・バス交通総合案内ホームページによる情報提供
- ・地域公共交通総合案内マップの作成
- ・バスロケーションシステムの導入
- ・駅改札付近におけるバス案内システムの整備
- ・乗継企画乗車券、ICカードの導入等の検討
- ・ノーマイカーデー等の交通実験の実施

### ○取組体制・支援体制の整備

地域公共交通の維持・活性化への取組みを効果的に進めるため、地域住民、公共交通事業者、行政の協働体制・支援体制を整備し、地域社会全体で公共交通を支えていく体制を整えます。

- ・地域住民の要請による増便・新規路線設置に向けての枠組みの整備(ルール化、要綱等の制定、パートナー協定締結方式の検討等)と市民主体の活動への側面的支援の実施

